高崎市人事行政の運営等の状況

令和７年度における高崎市人事行政の運営等の状況について、次のとおりお知らせします。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）採用試験の実施状況（令和７年度実施分）　（単位：人）

試験区分		申込者数	受験者数	第１次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率
Ⅰ種（大学卒程度）	一般事務	３９９	３３７	２００	４２	８．０
	土木	８	４	４	１	４．０
Ⅱ種（短大卒程度）	一般事務	３	２	－	－	－
Ⅲ種（高校卒程度）	一般事務	６	３	２	－	－
特別選抜	一般事務	３３	３３	６	２	１６．５
経験者	一般事務	１７３	１７３	４１	６	２８．８
	土木	１０	１０	３	－	－
障害者を対象とした試験	一般事務	４０	３０	１５	１	３０．０
学芸員		２２	１４	６	１	１４．０
保健師		１６	１０	６	２	５．０
保育士		３８	３１	１７	６	５．２
心理士		１０	７	５	１	７．０
社会福祉士		３３	２６	１２	２	１３．０

（２）職員の採用の状況（令和７年４月採用分）　（単位:人）

区分	競争試験			選考		
	男	女	計	男	女	計
一般事務	２３	２０	４３	－	－	－
土木	３	１	４	－	－	－
学芸員	１	１	２	－	－	－
管理栄養士	１	５	６	－	－	－
保育士	－	４	４	－	－	－
社会福祉士	－	２	２	－	－	－
給食技士	１	７	８	－	－	－
獣医師	－	２	２			
合計	２９	４２	７１	－	－	－

（３）昇任試験の実施状況

該当なし

（４）再任用職員の在職状況（令和７年４月１日現在）

事務職	技術職	税務職	医療職	福祉職	企業職	技能労務職	教育職	合計
７８人	４人	４人	１０人	０人	６人	３６人	３人	１４１人

（５）職員の退職の状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

早期退職	普通退職	死亡退職	合計
５人	２９人	１人	３５人

（6）部門別職員数の状況と主な増減事由

①部門別職員数の状況（各年度４月１日現在）　（単位：人）

部門		職員数（現員数）		対前年増減数	
		令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
一般行政	議会	１６	１７	－	１
	総務	４００	３９８	１２	▲２
	税務	１５８	１５６	１	▲２
	民生	５２８	５４１	２６	１３
	衛生	２３７	２３０	▲１１	▲７
	労働	３	４	－	１
	農林水産	８０	７９	１	▲１
	商工	５１	５２	１	１
	土木	２４１	２３８	５	▲３
	小計	１，７１４	１，７１５	３５	１
特別行政	教育	４７６	４８３	４	７
普通会計計		２，１９０	２，１９８	３９	８
公営企業等会計	水道	５８	５８	－	－
	下水道	５９	５８	１	▲１
	その他	１０８	１０６	７	▲２
	小計	２２５	２２２	８	▲３
合計		２，４１５	２，４２０	４７	５

（注）職員数は、「一般職」に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

②令和７年度の職員数の増減状況　（単位：人）

部門		増減数	主な増減理由
一般行政	議会	１	・関東市議会議長会、県市議会議長会の会長市就任に伴う増員
	総務	▲２	・定員の適正化
	税務	▲２	・定員の適正化
	民生	１３	・児童相談所開設準備と児童相談所への職員派遣に伴う増員 ・放課後児童クラブ支援課の新設に伴う増員 ・保育士配置基準の見直しに伴う増員
	衛生	▲７	・新型コロナウイルスワクチン接種の残務終了に伴う減員 ・高浜クリーンセンター建設事業終了に伴う減員 ・定員の適正化
	労働	１	・定員の適正化
	農林水産	▲１	・定員の適正化
	商工	１	・定員の適正化
	土木	▲３	・定員の適正化
特別行政	教育	７	・教育委員会に教育次長を配置 ・榛名地区の小学校統合対応に伴う増員 ・箕郷学校給食センターの直営化に伴う増員 ・定員の適正化
公営企業等会計	水道	－	
	下水道	▲１	・定員の適正化
	その他	▲２	・定員の適正化

（7）定員適正化の取り組み状況

簡素で効率的な行政運営を目指し、事務量の増加や、新たな行政需要への対応のために必要な職員の配置を行いました。また事務量の減少した部門での職員配置の見直しや、外部委託化の推進などにより減員を行い、定員の適正化を推進しています。

2　職員の人事評価の状況

（1）評価の基準日及び対象期間

評価の種類		基準日	対象期間
定期評価	能力・態度評価	毎年１０月１日	前年の１０月１日から当該年の９月３０日まで
	業績評価	毎年３月１日	前年の４月１日から当該年の３月１日まで
特別評価	条件付採用期間評価	条件付採用期間の開始した日から５月経過した日	条件付採用期間の開始した日から５月経過した日まで

（2）被評価者及び評価者の区分

被評価者	第１次評価者	第２次評価者
管理職（課長）	部　長	－
管理職（課長補佐・係長）	課　長	部　長
一般職（主査以下の職員）	係　長	課　長
技能労務職	係　長	課　長

3　職員の給与の状況

（1）人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B／A)	(参考) 令和６年度の人件費率
１６８，４２１，２０２ 千円	７，１４１，８９８ 千円	２５，７９２，４０８ 千円	１５．３％	１４．０％

人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

（2）職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				１人あたり給与費(B／A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
２，１９８人	９，３１４，２８３ 千円	１，８７６，７７３ 千円	４，０６８，６２９ 千円	１５，２５９，６８５ 千円	６，９４３ 千円

職員数は令和７年４月１日現在の人数です。また職員手当には退職手当を含みません。

（3）職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
３５５，９２７円	４３０，９４３円	４４．４歳	３２３，９３４円	３７６，６３７円	５２．０歳

平均給与月額とは、給料に職員手当を加えた平均の月額です。

（4）職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		高崎市	国
一般行政職	大学卒	２３２，０００円	２３２，０００円
	高校卒	２００，３００円	２００，３００円
技能労務職	高校卒	２１１，５００円	１９８，２００円

（5）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		経験年数 １０年以上１５年未満	経験年数 １５年以上２０年未満	経験年数 ２０年以上２５年未満
一般行政職	大学卒	３０７，７００円	３４０，９００円	３８０，２００円
	高校卒	２８８，７００円	３０４，５００円	３４４，０００円
技能労務職	高校卒	２６７，７００円	２９０，１００円	３１０，４００円

経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間などの経験がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加えた年数をいいます。

（6）一般行政職の級別職員数の状況（令和７年４月１日現在）

区分	標準的職名	職員数	構成比
１級	主事補	２８人	１．９％
２級	主事	１７４人	１１．７％
３級	主任主事	４６５人	３１．３％
４級	主査、係長	４２２人	２８．３％
５級	課長補佐	１９４人	１３．０％
６級	課長補佐、課長	１３６人	９．１％
７級	課長	４１人	２．７％
８級	部長	２６人	１．７％
９級	部長	５人	０．３％

職員数は給与実態調査による一般行政職に該当する職員の人数です。

（7）職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

高崎市			国		
（令和７年度支給割合）			（令和７年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
６月期	１．２５０月分	１．０５０月分	６月期	１．２５０月分	１．０５０月分
１２月期	１．２７５月分	１．０７５月分	１２月期	１．２７５月分	１．０７５月分
計	２．５２５月分	２．１２５月分	計	２．５２５月分	２．１２５月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置　有			職制上の段階、職務の級などによる加算措置　有		

②退職手当

高崎市			国		
（令和７年４月１日現在）			（令和７年４月１日現在）		
支給率	自己都合	早期・定年	支給率	自己都合	早期・定年
勤続２０年	１９．６６９５月分	２４．５８６８７５月分	勤続２０年	１９．６６９５月分	２４．５８６８７５月分
勤続２５年	２８．０３９５月分	３３．２７０７５月分	勤続２５年	２８．０３９５月分	３３．２７０７５月分
勤続３５年	３９．７５７５月分	４７．７０９月分	勤続３５年	３９．７５７５月分	４７．７０９月分
最高限度額	４７．７０９月分	４７．７０９月分	最高限度額	４７．７０９月分	４７．７０９月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （３%～４５%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （３～４５%加算）	
令和７年度退職者１人当たり平均支給額	３，７１４千円	２１，７５５千円			

③時間外勤務手当（令和７年度）

支給総額	２８５，２１５千円
職員１人あたり支給年額	１６５千円

④扶養手当（令和７年４月１日現在）

１　配偶者　　月額　　３，０００円 （行政職給料表８級、９級及びこれらに相当する職務の級の職員は支給しない） ２　子　　月額　１１，５００円 ３　父母等　　月額　　６，５００円 （行政職給料表８級及びこれらに相当する職務の級の職員は３，５００円、 行政職給料表９級及びこれらに相当する職務の級の職員は支給しない） ４　満１６歳から満２２歳までの子　　月額　　５，０００円を加算

⑤住居手当（令和７年４月１日現在）

月額１６，０００円を超える家賃の支払者　家賃月額により月額２８，０００円を限度に支給

⑥通勤手当（令和７年４月１日現在）

１ 交通用具使用者　　通勤手段、通勤距離により月額３２，８００円を限度に支給 ２ 交通機関利用者　　定期券、回数券など相当額を支給（１か月あたり５５，０００円を限度）

⑦特殊勤務手当（令和７年度）

支給総額	１９，５２２千円
支給対象職員１人あたり平均支給年額	７０，９９０円
職員全体に占める手当支給職員の割合	１１．８％
手当の種類（手当数）	１３
代表的な手当の名称	清掃業務手当 社会福祉業務手当 税務手当

⑧地域手当（令和７年度）

支給総額	４９５，７６８千円
支給対象職員１人あたり平均支給年額	２１２，７７６円
支給率	５％
国の制度（支給率）	５％

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況（令和７年４月１日現在）

１週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
３８時間４５分	午前８時３０分	午後５時１５分	正午から午後１時まで

（２）年次有給休暇の取得状況（令和７年度）

総付与日時数	総使用日時数	対象職員数	平均取得日時数	取得率
７９，７９３日３時間	３３，８６７日５時間	２，１３８人	１５．６日	４２．４％

（３）特別休暇の状況（令和８年４月１日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭するための休暇	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	一の年度において５日の範囲内の期間
結婚休暇	５日の範囲内の期間
出産休暇	出産予定日以前８週間（多胎妊娠の場合は１４週間）目に当たる日から出産の日までの期間と出産の日後８週間
育児時間休暇	１日２回、１回につき１時間以内又は１日１回２時間以内

子の看護等のための休暇	一の年度につき５日（養育する満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が２人以上の場合は、１０日）の範囲内の期間
要介護者の介護のための休暇	一の年度につき５日（要介護者が２人以上の場合は、１０日）の範囲内の期間
妻の出産休暇	妻の出産に係る入院等の日から出産の日後２週間を経過する日までの期間における２日の範囲内の期間
子の養育休暇	妻の出産予定日以前６週間目に当たる日から出産の日以後１年を経過するまでの期間内における５日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等のための休暇	一の年度において５日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合には、１０日)の範囲内の期間
生理休暇	２日の範囲内で必要と認められる期間
交通機関の混雑のため妊娠中の女性職員の健康維持をはかる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内で必要と認める時間
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満２３週までは４週間に１回、妊娠満２４週から満３５週までは２週間に１回、妊娠満３６週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回、それぞれ１日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
忌引休暇	死亡した親族の区分に応じ、１日から１０日の範囲内の期間
父母の追悼のための休暇	１日の範囲内の期間
夏季休暇	原則として連続する３日の範囲内の期間
災害による職員の住居の滅失又は損壊による休暇	７日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
災害時における危険回避のための休暇	必要と認められる期間
心身のリフレッシュを図るための休暇	在職１０年、２０年、３０年及び３５年に達した日の翌日から１年以内の期間において５日の範囲内の期間

（4）介護休暇の取得状況（令和７年度）　　（単位：人）

	男	女	計
介護休暇	－	1	1
介護時間	－	1	1

（5）病気休暇の取得状況（令和７年度）　　（単位：人）

	男	女	計
病気休暇	８１	４７	１２８

5　職員の休業の状況

育児休業及び部分休業の取得状況（令和７年度）　　（単位：人）

	男	女	計
育児休業	４２	７８	１２０
部分休業	9	９１	１００

6　職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分者数（令和７年度）　（単位：人）

区　　分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	－	－	－	－	－
心身の故障の場合	－	－	２８	－	２８
職に必要な適格性を欠く場合	－	－	－	－	－
職制、定数の改廃等により過員を生じた場合	－	－	－	－	－
刑事事件に関し起訴された場合	－	－	－	－	－
条例で定める事由による場合	－	－	－	－	－

（2）懲戒処分者数（令和７年度）　（単位：人）

区　　分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	－	－	－	－	－
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	－	－	－	－	－
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	－	1	－	－	－

7　職員の服務の状況

（1）営利企業等の従事の状況（令和７年度）

申請件数	８２件
承認件数	８２件

（2）職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

人間ドックの受診、運転免許証の更新などの際に、職務に専念する義務を免除しています。

8　職員の退職管理の状況

退職後に営利企業等に再就職した元職員が市職員に対し、職務上の行為をするように、又はしないように要求、依頼することについては、地方公務員法により規制されています。部課長職の経験がある元職員が、離職後２年間に営利企業以外の法人、団体の地位に就いた場合、又は営利企業等に再就職した場合は、市条例により、任命権者に届け出ることとしています。

9　職員の研修の状況（令和７年度）

（1）一般研修

研修名	対象者	１人当たり 受講日数等	受講者（人）	備考
初級職員Ⅰ前期	新規採用職員	３．５日	７１	
初級職員Ⅰ後期	新規採用職員	２．５日	６６	
初級職員Ⅱ	令和６年度採用職員	２日	８１	政策形成基礎は主任以上を除く
初級職員Ⅲ	令和５年度採用職員	１日	８５	
初級職員Ⅳ	令和４年度採用職員	１日	６１	
初級職員Ⅴ	令和３年度採用職員	１日	４１	
初級職員Ⅵ	令和２年度採用職員	０．５日	５０	
中堅職員Ⅰ	令和元年度採用職員	１日	５４	
中堅職員Ⅱ	主任昇任者	２日	６５	
中堅職員Ⅲ	令和３年主任昇任者	－	－	専門研修から選択
中堅職員Ⅴ	主査昇任者	１日	４０	
係長Ⅰ	係長昇任者	２．５日	５５	
係長Ⅱ	係長２年目	１日	４３	
課長補佐	課長補佐昇任者	０．５日	３３	
課長	課長昇任者	１日	２６	
定年引上げ者研修	対象者は下記のとおり	０．５日	１０３	
嘱託・臨時職員	窓口業務を行う嘱託職員及び臨時職員で職員課から指名された者	０．５日	２７	
計			９０１	

●定年引上げ者研修対象者：①令和７年度に定年引上げになった者及び定年前再任用職員、令和６年度に定年引上げになり、
令和７年度から再任用になった者
②令和７年度中に６０歳を迎える職員、未受講者

（2）専門研修

研修名	対象	１人あたり 受講日数等	受講者人数 （人）
ＯＪＴ指導者研修	新規採用職員配属先係長	３時間	３７
接遇研修	各部から選出	３時間	５８
アンコンシャスバイアス研修	中堅Ⅲ選択科目受講者及び希望者	１日	２０
クレーム対応研修	中堅Ⅲ選択科目受講者及び希望者	１日	２１
法制執務研修（発展編） （前橋・高崎連携事業）	中堅Ⅲ選択科目受講者及び希望者	１日	１６
ＤＸ研修	中堅Ⅲ選択科目受講者及び希望者	１日	２５
問題解決研修（前橋・高崎連携事業）	中堅Ⅲ選択科目受講者及び希望者	１日	８
危機管理とマスコミ対応研修 【前橋市主催】（前橋・高崎連携事業）	希望者	１日	１
窓口対応力向上研修 【前橋市主催】（前橋・高崎連携事業）	希望者	１日	１
男性職員の育児休業取得促進研修	各部から選出	３時間	６０
職員倫理意識向上研修	各部から選出	３時間	５７
救急救命	各部から選出	３時間	５９
計			３６３

（3）自主研修（通信教育）

講　座　名	人数（人）
Excel マクロ＆ＶＢＡ入門　　他５講座	１１
計	１１

（4）派遣研修

研修名（派遣先）	期間	受講者数(人)
内閣府	１年	1
スポーツ庁	１年	1
経済産業省	１年	1
中小企業庁	１年	1
群馬県東京事務所	１年	1
群馬県国保医療課	１年	1
前橋市（水道整備課）	１年	1
群馬県市長会職員研修	４日	3
群馬県自治研修センター合同研修１３課程	１日～２日	１４
市町村アカデミー研修　１６課程	３～１１日	２０
国際文化アカデミー研修　２課程	３日	2
国土交通大学校研修　２課程（オンライン研修含む）	９日	2
全国建設研修センター研修　９課程（オンライン研修含む）	３～５日	１０
日本経営協会研修　１１課程（オンライン研修含む）	１～２日	１１
姉妹都市等海外派遣	２週間～４週間	１４
一般財団法人　人事行政研究所　２課程	１日	3
計		８６

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康の保持増進対策

①健康診断

種　　類	受診者数	内　容　等
定期健康診断	４３９人	労働安全衛生法第６６条第１項（人間ドック受診者は免除）
特別健康診断	７人	主に現場作業に従事する職員
特殊健康診断	５０人	労働安全衛生法第６６条第１項、第２項（有害業務に従事する職員）
雇入れ時健康診断	６５人	労働安全衛生法第６６条第１項
がん検診	５５人	【内訳】胃：０人、大腸：３５人、子宮：９人、 乳：１１人
ＱＦＴ検査	４人	労働安全衛生法第６６条第１項、第２項（結核対策業務に従事する職員）

②健康相談・研修

種　　類	回　数	内　容　等
産業医	３１回	内科、心療内科医による相談
産業カウンセラー	3回	庁内カウンセリング相談
メンタルヘルス研修	1回	課長研修

③ストレスチェック

種　　類	受検者数	内　容　等
ストレスチェック	２，４４９人	労働安全衛生法第６６条の１０

（2）安全衛生に関する事項

①予防接種

種　　類	接種件数	内　容　等
Ｂ型肝炎（抗体検査）	１１１件	血液等に接触する可能性のある業務に従事する職員

Ｂ型肝炎（予防接種）	１７９件	血液等に接触する可能性のある業務に従事する職員
破傷風	１４１件	受傷頻度の高い業務に従事する職員
インフルエンザ	２２件	インフルエンザ流行調査、食鳥検査に従事する職員
感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下線炎）抗体検査	９件	感染症対策業務に従事する職員
感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下線炎）予防接種	１件	感染症対策業務に従事する職員

②安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者：副市長

安全衛生管理者：総務部長

安全管理者、衛生管理者：次表のとおり

事　業　所	安全管理者	衛生管理者
学校給食	１人	２人
経大附属高校	－	１人
教育委員会	－	１人
本庁その他	１人	４人
児童相談所	－	１人
総合保健センター	－	１人
箕郷支所	－	１人
群馬支所	－	１人
新町支所	－	１人
榛名支所	－	１人
吉井支所	－	１人

（3）災害補償の実施状況（令和７年度）

地方公務員災害補償基金群馬県支部による認定・補償

災害区分	災害件数	災害の概要
公務災害	２３件	骨折、打撲、捻挫、挫傷、切創等
通勤災害	６件	打撲、挫傷等

（4）互助会（高崎市職員厚生会）に対する助成の状況

地方公務員法第４２条に基づき職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、高崎市職員厚生会を設置しています。

項　　目	金　額　等	備　　考
①　互助会に対する助成金額	１５，４６０千円	下記事業のうち、人間ドック助成事業にのみ充当
②　会員による掛金の額	２９，５９８千円	
③　公費負担率　①／（①+②）	３４．３％	
④　会員１人あたりの補助金額　①／会員数（2,394 名）	６，４５７円	会員数　令和７年４月１日現在
⑤　事業内容	給　　付	弔慰金、結婚祝金、入学祝金等
	健 康 増 進	人間ドック助成事業、スポーツ大会
	文 化 体 育	体育・文化部活動助成等

（5）共済制度の概要

本市職員に対して適用されている共済制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

①短期給付　　公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付

・保健給付　　療養の給付、高額療養費など

・休業給付　　傷病手当金、育児休業手当金など

・災害給付　　災害見舞金など

②長期給付　　老後の経済生活を支援するための給付

・老齢厚生年金　　組合員期間や一定の条件を満たすことにより６５歳から支給

・障害厚生年金　　組合員が在職中に初診日のある病気やケガで一定程度の障害の状態になったときに支給

・遺族厚生年金　　組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給

③福祉事業　　保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業

１１　公平委員会の業務の状況

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

R7.3.31 現在 継続件数（A）	R7.4.1～R8.3.31 措置要求件数（B）	R7.4.1～R8.3.31 終結件数（C）	R8.3.31 現在 継続件数（A＋B－C）
－	－	－	－

（2）不利益処分に関する審査請求の状況

R7.3.31 現在 継続件数（A）	R7.4.1～R8.3.31 審査請求件数（B）	R7.4.1～R8.3.31 終結件数（C）	R8.3.31 現在 継続件数（A＋B－C）
－	－	－	－